

外国人のための

# 犯罪 予防 ガイド



## 目次

---

うっかりおかしてしまう犯罪の種類	02
生活の中の犯罪予防要領	05
被害届けの要領	09
支援センターの電話番号	13
在留外国人支援政策	15

# うっかり犯してしまう犯罪の種類



## 01 刃、鉄棒、ジャックナイフなど人の生命又は身体に重大な危害を及ぼす恐れのある凶器を許可なくむやみに所持したり携帯してはならない。

- 暴行・傷害・脅迫・逮捕・監禁・強要・恐喝などを目的に凶器を所持する場合、厳しく処罰される。
- SNS上に「凶器使用・殺人予告」を掲載した場合、処罰を受ける。

## 02 麻薬類を所持・投棄・製造・密搬入する行為は厳しく処罰され、強制退去の対象となる。

- 麻薬類とは、麻薬、興奮剤、大麻の総称。
- 警察庁は◇不法麻薬類供給犯罪◇外国人麻薬類犯罪◇インターネット(ダークウェブ)、SNSなどを利用した麻薬類犯罪などに対して強力な取り締まりを実施している。
- 特に、国際郵便・小包を通じて麻薬類を密搬入して国内に流通する場合、さらに厳重に処罰される。

## 03 法律によらずお金を賭けることは賭博行為であり処罰される。

- また、賭博する場所を提供しても、賭博行為に準じ厳しく処罰される。

## 04 違法撮影、性搾取物の転送などの行為は厳しく処罰される

- 身体接触がなくても①インターネット、携帯電話などで性的羞恥心、嫌悪感を引き起こす言葉、写真を伝送する行為②他人の身体を同意なしに撮影、流布する行為③不法撮影物を所持、購入、保存、視聴する行為は犯罪である。

## 05 相手の意思に反して正当な理由なしに相手またはその同居家族に接近したり、情報通信網を利用して恐怖心、不安感を起こす行為はストーキングであり、厳しく処罰される。

## うっかり犯してしまう犯罪の種類

**06** 道に放置されている自転車など、持ち主がいないと思われる物品であっても、無断で持ち去れば窃盗または占有離脱物横領罪に該当する。

**07** 外国為替銀行を通さない個人間の取引による海外への送金行為は、外国為替取引法違反で厳しく処罰される。

**08** 17歳以上の外国人は、常にパスポートや外国人登録証などを所持しなければならない。違反した場合には罰金（100万ウォン以下）が科される。

-もし他人の身分証明書を使用したり、身分を騙そうとする場合、偽計による公務執行妨害罪で処罰される。

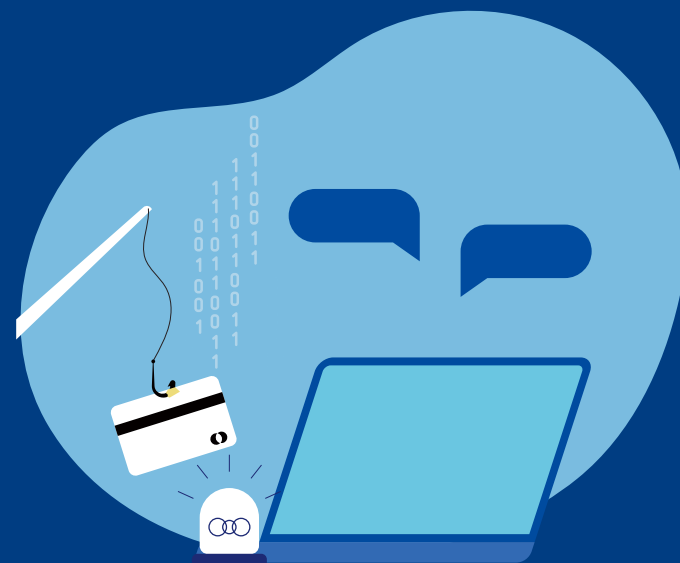
**09** 免許を発給されずに自動車、バイク、電動キックボードなどを運転する場合、無免許運転で処罰される。

- 運転時にシートベルト未着用、ヘルメット未着用時にも罰則金が科せられる。
- 電動キックボードは2人以上搭乗する場合、反則金が課される。
- 酒を飲んで運転する場合は処罰される。
- 合法的に名義移転をしていない自動車(別名:大砲車)を運行する場合、処罰される。

**10** 基本的な秩序に違反する行為についても罰金が課されるので注意してください。

- タバコの吸殻、ガム、ゴミなどをむやみに捨ててはならない。
- 公共の場所でむやみに唾を吐いたり、禁煙場所で喫煙してはならない。
- 道路を渡る時には、歩道橋や横断歩道を利用すること。
- 正当な理由なしに道を塞いだり、文句を言ったり、周囲に集まったり、後に続くなど、怖がる言葉や行動で他人を不安にさせたり、故意に嫌悪感を与える行為をしてはならない。

## 生活の中の 犯罪予防要領



## 01 詐欺(不法マルチ販売、電話金融詐欺、スミッシング、インターネット詐欺など)

- **電話金融詐欺** | 捜査機関または金融機関などを詐称して相手をだまして金を横取りする代表的な金融詐欺だ。
  - ・口座振替、現金の伝達を要求したり口座、カード、住民登録番号などの個人情報を要求する場合は一切対応しない。
  - ・被害に遭った時、直ちに警察に通報すれば、金融機関に連結して臨時に口座を停止できるよう支援する。
  - ・詐欺団の下部組織である現金引き出し、コールセンターテレマーケターなどの役割も共犯として関与し処罰を受ける。

### 振り込め詐欺(ボイス・フィッシング)の被害事例

- 子供が電話に出れない状況にし、子供を拉致したと言ってお金を要求
- 検察、警察などの捜査機関を名乗り犯罪関連および個人情報流出の名目で金を要求
- 金融機関を名乗り融資を行うとして既存の融資金償還、手数料などの名目でお金を要求
- カード会社、通信会社を名乗り代金及びサービス利用料金の延滞を託ける

- **SMSフィッシング** | 悪性アプリアドレスが含まれた携帯メール(メールなど)を送信し、利用者が悪性アプリを設置するよう誘導し、金融情報(個人情報)を奪取する犯罪。
  - ・知人から来たメッセージでもインターネットアドレスが含まれている場合、クリック前に確認し、携帯電話のセキュリティ設定を強化して被害を予防する。
- **インターネット取引詐欺** | 物品に対する代金を支払ったが、物品を送らなかつたり全く関係のない物品を送る方式の犯罪である。
  - ・インターネットによる個人間取引は安全取引サイトを利用し、取引前に相手の情報(電話、口座番号)を確認する必要がある。
  - ・警察庁(www.police.go.kr)またはサイバーコップ(モバイルアプリ)を通じてインターネット詐欺被害届けの履歴を検索したり被害申告が可能だ。
- **ピラミッド販売** | 一般的な卸売・小売り流通段階を通さず、消費者が直接販売員になって商品などを販売する行為である。
  - ・短期間に高収益を餌に会員や投資家を募集し、買いだめ・強制購入・融資などを誘導したり、商品が高品質であるかのように虚偽・誇張広告をして高い価格で販売する場合、物品購入及び該当事業者登録を拒否してください。

### 登録されている合法的な連鎖販売取引会社であるか否かの確認とお問い合わせ

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| - 公正取引委員会    | www.ftc.go.kr, 1670-0007(有料)    |
| - 直接販売控除組合   | www.macco.or.kr, 02-566-1202    |
| - 韓国特殊販売控除組合 | www.kossa.or.kr, 02-2058-0831-8 |

## 02 家庭内暴力

- **家庭内暴力** | 夫と妻、両親と子供、兄弟姉妹およびその他の同居家族を含む家族構成員の一人が、他の構成員に意図的に物理的な力を使ったり、精神的虐待を通じて苦痛を与える行為を意味する。
  - ・一人では対応できない場合には、すぐ警察、親戚、隣近に知らせて助けを求める。
  - ※ 写真や診断書など取られた証拠を確保し、女性団体やセンターなどの家族内暴力の専門相談機関に相談(女性緊急相談電話1366/移住女性緊急支援センター1577-1366)しよう。

## 03 性犯罪

- **性暴力** | 相手の意思に反して加えるすべての性的行為で、身体、言語、情緒的暴力を包括する広範囲な概念だ。
  - ・性暴力の被害に遭った場合、すぐ112に通報してください。(通報前に被害にあった時に着ていた衣服や下着は洗わずにそのまま保存する場合、犯人検挙に役立つ)
  - ・周りに性犯罪の被害に遭った人がいる場合は話を聞いて、警察に必ず通報してください。
  - ・警察以外にも「女性緊急相談電話(1366)」、「移住女性緊急支援センター(1577-1366)」でも相談できる。
- **デジタル性犯罪** | 性的欲望または羞恥心を誘発することができる人の身体を密かに撮影したり脅迫、強要で撮影したり、これを当事者の同意なしに流布・共有する行為を含む。
  - ・デジタル性犯罪に遭った場合、証拠資料を削除せずに保存して警察に被害事実と共に迅速に申告する。

### 04 交際相手暴力

- **交際相手暴力** | 配偶者や恋人などの親密な関係にある者から振るわれる暴力で、身体的、精神的な暴力もデート暴力に含まれる。

・デート暴力に遭った場合、ためらわずに警察を含め親戚、隣人、友人に状況を知らせて助けを要請する。

### 05 校内暴力

- **校内暴力** | 学校内外で学生間で生じた暴行、脅迫、仲間外れなどにより身体、精神または財産に被害が伴う行為を意味する。

・被害にあった場合には、すぐ先生、両親、警察に知らせるようにする。

・人通りの少ない路地、危険な場所はできるだけ避けるようにし、金品を奪われるなど被害に遭った場合、必ず警察署に申告するなど積極的に対応しなければならない。

### 06 失踪児童予防

- **失踪児童** | 略取、誘引または遺棄されたり、事故・家出したり、道に迷うなどの理由で保護者から離脱した失踪当時18歳未満の児童のこと。

・知らない人が親しくしてもついて行かず、無理やり連れて行こうとする時には大声で叫んで周囲に助けを求めるよう子供に教える。

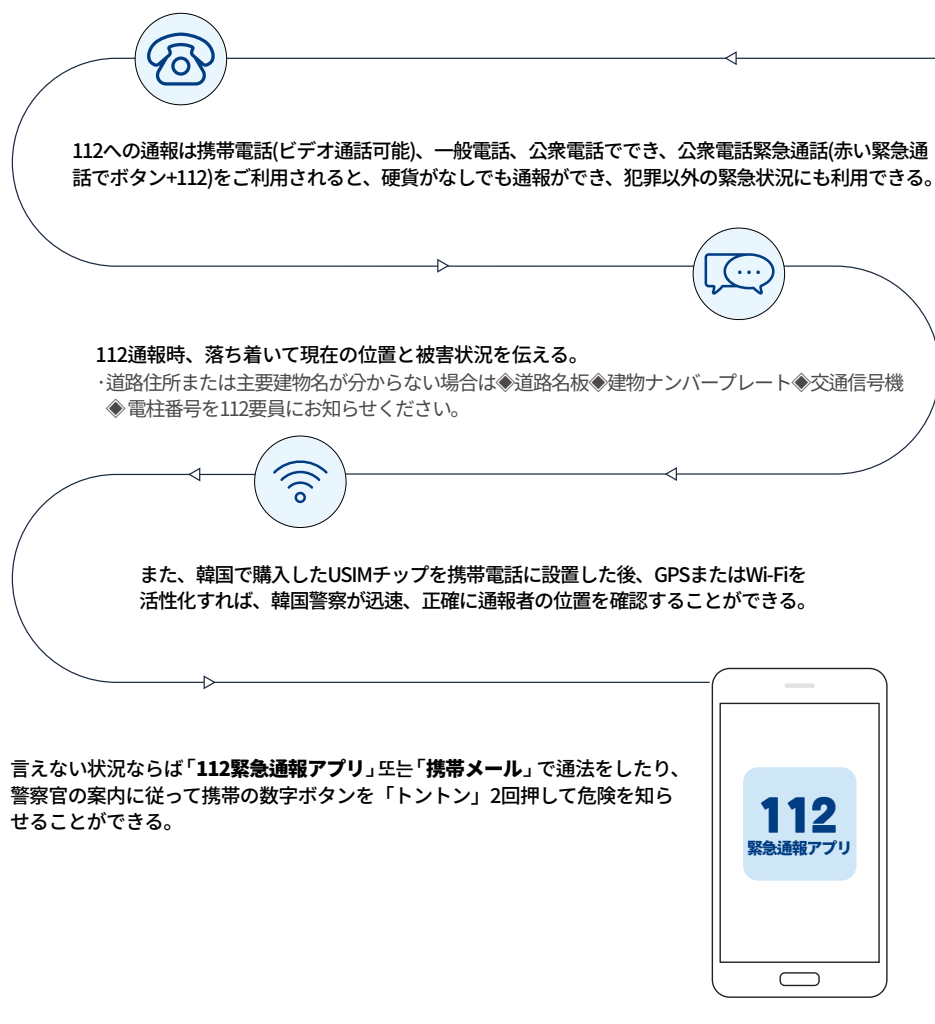
・子供に自分の名前、年齢、住所、電話番号、両親の名前などを覚えさせ、子供が外出する時には、どんな服を着て行ったのか覚えておく。

・特に指紋など事前登録制度を活用し、近くの警察署で児童の身体特徴などをシステムに登録することができる。

## 被害届けの要領



## 01 犯罪行為を目撃したり被害に遭った場合には、112番に通報すれば警察の助けが受けられる。



## 02 韓国語に慣れていない外国人のための被害届や請願相談時の通訳サービスを支援している。

-犯罪行為を目撃したり被害に遭った場合、112に通報したり、現場に出動した警察官に警察官-通訳要員-通報者の3者通話方式通訳サービスの提供を要請すれば、迅速に支援を受けることができる。

通訳機関	詳細
警察庁 112通訳機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主管部署: 警察庁</li> <li>・営業時間: 3者通話可能/平日09-21時、英語(02-6150-1101)、中国語(02-6150-1102)</li> <li>・通訳言語: 英、中(2ヶ国語)</li> </ul>
観光通訳 案内電話 (1330)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主管部署: 韓国観光公社</li> <li>・営業時間: 3者通話可能/英、中、日24時間/その他5ヶ国語08-19時(365日)</li> <li>・通訳言語: 英、中、日、ロシア語、ベトナム、タイ、マレーシア語、インドネシア語(八ヶ国語)</li> </ul>
移住女性緊急 支援センター (1577-1366)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主管部署: 女性家族部</li> <li>・営業時間: 3者通話可能/英、中、ベ、フィリ24時間/その他9ヶ国語08-21時(365日)</li> <li>・通訳言語: 英、中、日、ロシア語、ベトナム、タイ、モンゴル、フィリピン、カンボディア、ウズベック、ラオス、ネパール(12ヶ国語)</li> </ul>
外国人総合 案内センター (1345)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主管部署: 法務部出入国外国人政策本部</li> <li>・営業時間: 3者通話可能・英、中09-22時・その他17ヶ国語09-18時(平日のみ)</li> <li>・通訳言語: 英、中、日、ロシア語、ベトナム、タイ、インドネシア、モンゴル、フィリピン、カンボジア、アラブ、ネパール、フランス、スペイン、ミャンマー、バングラデシュ、スリランカ、パキスタン、ドイツ(19カ国語)</li> </ul>
BBB Korea (1588-5644)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主管部署: 非営利社団法人(民間)</li> <li>・営業時間: 3者通話可能(アプリ)/24時間(365日)</li> <li>・通訳言語: 英、中、日、ロシア語、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア、モンゴル、アラブ、フランス、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ポーランド、イタリア、ドイツ、トルコ、インド、スワヒリ語(20ヶ国語)</li> </ul>

## 支援センターの電話番号



## 支援センターの電話番号

犯罪申告及び緊急電話	
犯罪届け(警察庁)	112
校内暴力被害者の緊急支援センター(警察庁)	117
火災/救急患者/緊急救助届け(消防庁)	119
ハッキング・スパム・個人情報侵害申告(KISA)	118
女性緊急相談電話(女性家族部)	1366
移住女性緊急支援センター(女性家族部)	1577-1366
その他の生活相談	
外国人総合案内センター(法務部)	1345
政府請願案内コールセンター(行政安全部)	110
外国人観光案内(韓国観光公社)	1330
人権侵害の訴え・相談(国家人権委員会)	1331
法律相談(大韓法律救助公団)	132
児童保護専門機関(保健福祉部)	129
青少年相談(女性家族部)	1388

## 在留外国人支援政策



## 01 警察は法務部とともに犯罪被害者救助および在留外国人的人権保護のために不法滞在者通知義務免除制度を運営している。

-「不法滞在者通知義務免除制度」は不法滞在中の外国人が犯し被害に遭った場合、警察に被害を届けても強制退去なしに支援を受けることができる制度である。

・警察は事件が終わった後も不法滞在の事実を出入国外国人事務所に通知しない。

-対象犯罪は以下の通りである。



### 刑法上の犯罪

殺人・傷害・暴行・過失致死傷・遺棄・虐待・逮捕・監禁・脅迫・略取  
・誘拐・強姦・醜行・権利行使妨害・窃盗・強盗・詐欺・恐喝



### 特別法上の犯罪

暴力行為等処罰に関する法律、性暴力犯罪の処罰等に関する特  
例法、交通事故処理特例法、性売買斡旋等行為の処罰に関する  
法律、作業安定法(第46条)等

※ 通報義務免除制度の対象に該当するかどうかは、法務部外国人総合案内センター(1345)で相談(営業時間:平日 09:00-22:00)・確認してください。

